

詐害信託と詐害的公司分割

立教大学 高橋 美加

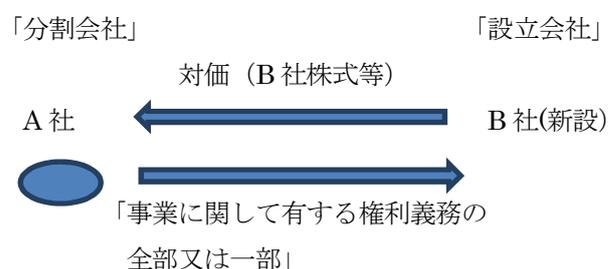
一 はじめに一財産隔離と病理現象

(参考)

会社分割制度：

ある会社（A社）がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の会社（B社）の承継させること（会社法2条29号/30号）

<新設分割>



財産の個別の移転を伴うものでなく、分割計画書（会762条・763条）に記載した財産が包括的に設立会社に移転する（764条）

権利義務の移転に際し、個別の債権者の承認・契約相手方の承諾は不要

分割の対象：事業に関して有する権利義務の全部又は一部

執行免脱財産作出に危惧→救済の手法として詐害性あるもののみの排除、と言う共通性

詐害会社分割への対処：裁判例の蓄積

①詐害行為取消（民法424）：大阪地判平成21年8月26日金法1916号113頁、大阪高判平成21年12月22日金法1916号108頁、東京地判平成22年5月27日金法1902号144頁、東京高判平成22年10月27日金法1910号77頁、名古屋地判平成23年7月22日金法1936号118頁、福岡高判平成23年10月27日金判1384号49頁、名古屋高判平成24年2月7日金法1945号111頁、最判平成24年10月12日民集66巻10号3311頁、東京地判平成25年1月18日判例集未搭載、等。

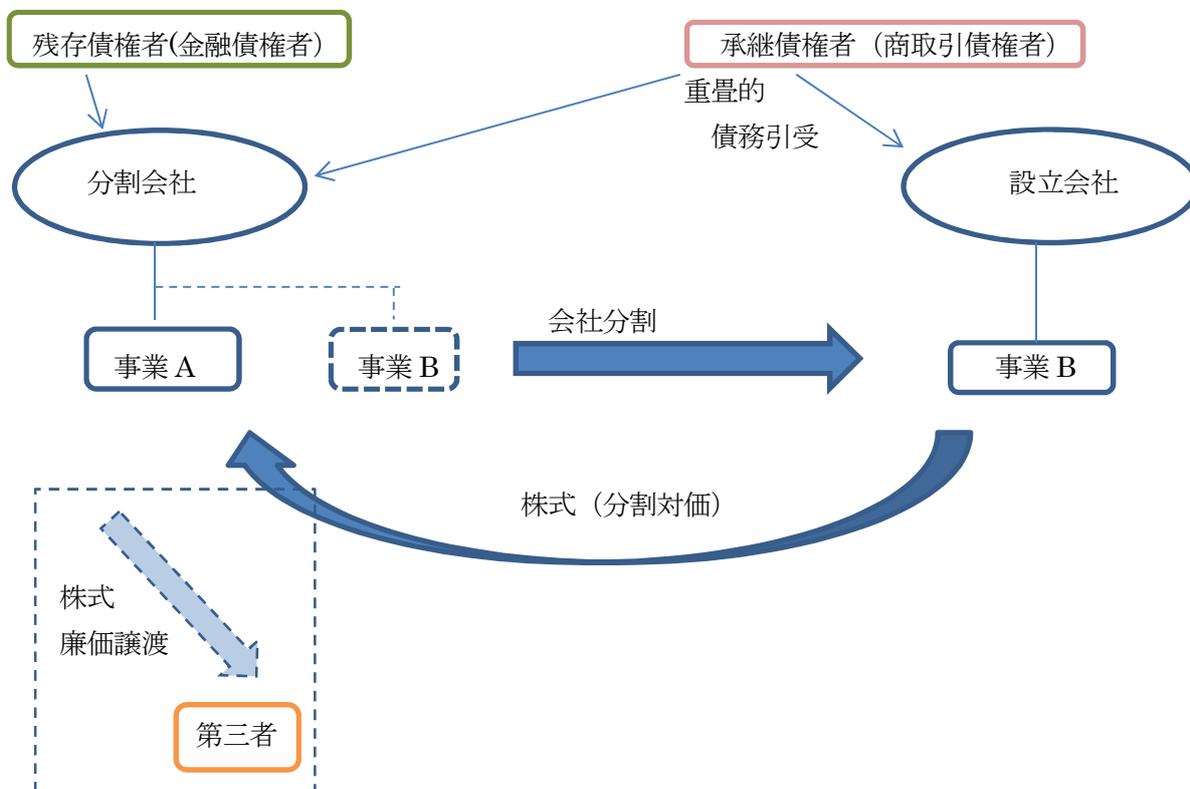
②否認（破産法160～161）

③会社法22条1項類推

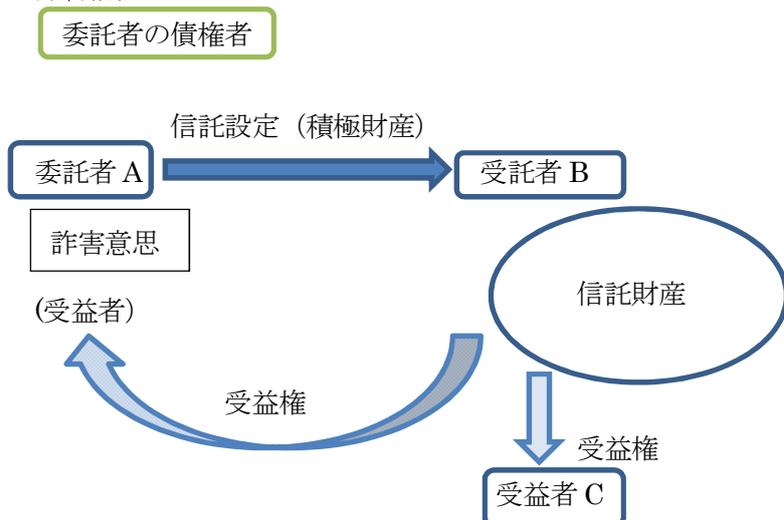
④法人格否認の法理

詐害信託：信託法11条

二 「詐害性」要件解釈における異同  
 (1) 「債権者を害することを知って」の解釈  
 <詐害会社分割>



<詐害信託>



一般論：一般財産減少・一般財産の共同担保としての価値の毀損

(2) 事業の移転と「詐害性」一対価の問題

裁判例に見る「詐害性」構成要素：

- ・譲渡対象となった資産の内容、特に無担保資産の帰趨
- ・事業を構成する資産・負債バランス
- ・対価

→全体として残存債権者の期待弁済額の変化を考える

「対価」となる株式に対する見方—設立会社株式と移転された事業との等価性？

\*東京地判平成 22 年 5 月 27 日

「[分割会社] が対価として取得した〔設立会社〕の株式は、非上場株式会社の株式であり、株主が廉価で処分することは容易であっても一般的には流動性が乏しく、[分割会社] の債権者にとっては、株主名簿を閲覧する権利もなく（会社法 125 条 2 項）、株券が発行されればより一層、これを保全することには著しい困難が伴い、さらに、強制執行の手続においても、その財産評価や換価をすることには著しい困難を伴うものと認めることができる。」

三 関係者の利害調整

(1) 調整手法の差異

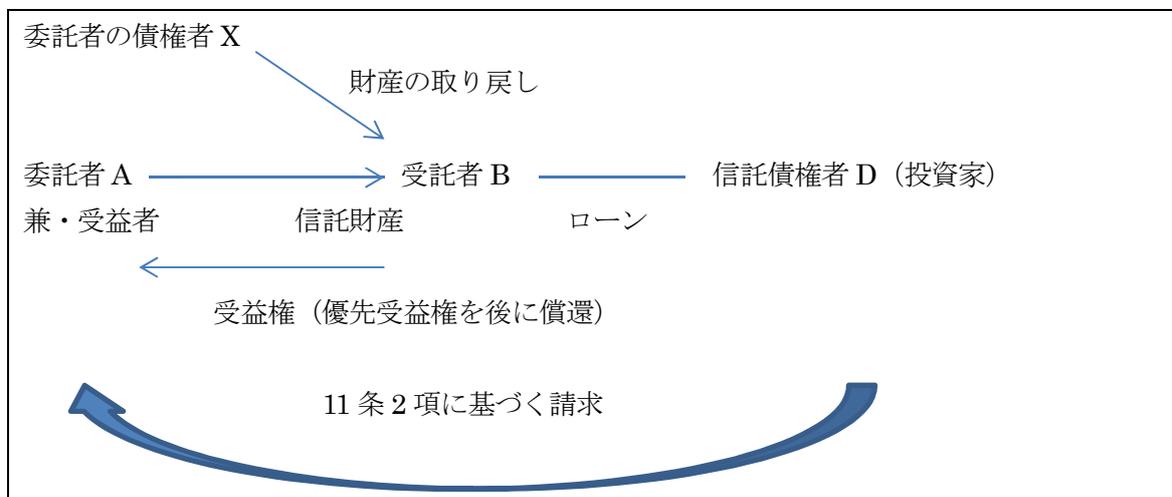
詐害会社分割：財産の取り戻しに主眼

詐害信託：受益権請求権（信託法 11 条 5 項）

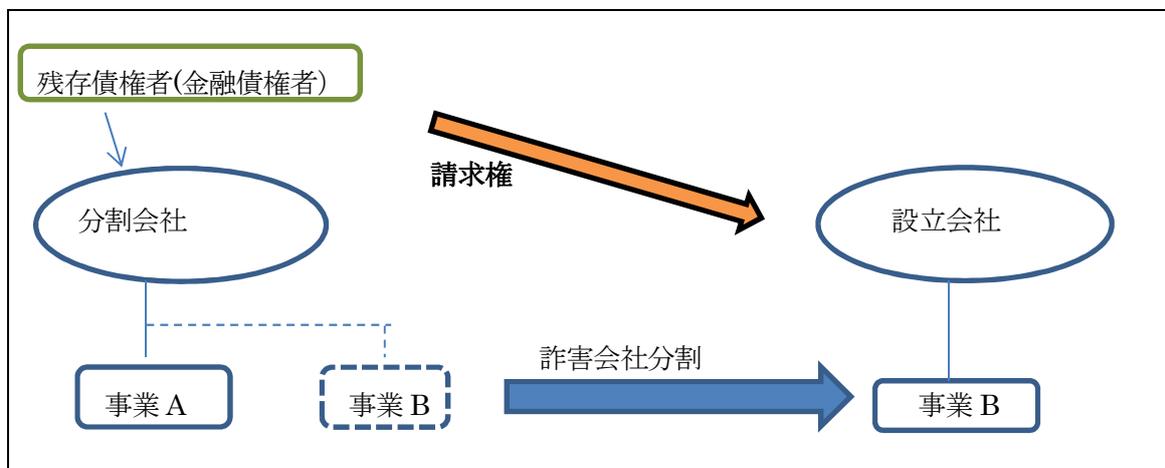
「受益権が『信託の設定により処分された財産の価値が化体した物』であることから、悪意の受益権者から委託者のもとに移転させることが民法 424 条第 1 項の詐害行為取消権と実質的に同様の機能を有する」

(2) 債権者保護の観点の差異

詐害信託と信託債権者：



会社法改正による 22 条型救済：



事業 B による経済活動は重視されていない？

#### 四 結語—差異の背景—

##### ①想定される問題における利益衡量の差

詐害会社分割：実質的に倒産状態にある会社の無意味な延命措置からの残存債権者保護

詐害信託：信託を利用したファイナンスにおいて、委託者の詐害意思の存在によるファイナンスの仕組みの破壊から善意の投資家を保護する

##### ②株式会社と信託の制度的な差異

分割対象事業と設立会社株式の等価性への期待が、信託財産と信託受益権との間のそれと、制度的に異なるのでは？